



～飲んだらのれん条例～ 「大分県飲酒運転根絶に関する条例」 が制定されました

平成18年8月、福岡市において幼い3人の尊い命を奪った飲酒運転による交通事故の発生を契機として、飲酒運転根絶機運が高まり、飲酒運転根絶に向けた様々な取り組みがなされておりますが、依然として飲酒運転は後を絶ちません。この条例は、県、県民の皆さん及び事業者の皆さんが一体となって、飲酒運転根絶の活動を推進することにより、飲酒運転のない安全で安心して暮らすことができる県民生活の実現をめざすものです。

次のことを実践し、飲酒運転の根絶をめざします。県民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

事業者の皆さんは、
●自動車等の運行に当たっては、飲酒の有無を確認するなど飲酒運転根絶に関し必要な措置を講じましょう。
●従業員に対して、飲酒運転防止のための教育及び指導を徹底しましょう。

県民の皆さんは、
●「飲酒運転は絶対にしない、させない」を徹底しましょう。
●家族みんなで飲酒運転根絶について話し合しましょう。
●地域等における飲酒運転根絶活動に協力・参加しましょう。

酒類提供飲食店等の皆さんは、
●飲酒運転をするおそれのある者に対して、「飲酒をすすめたり、酒類を提供しない」を徹底しましょう。
●店内に飲酒運転の防止を呼びかける文書を掲示するなど飲酒運転を防止するための必要な措置を講じましょう。

飲酒運転のない
安全・安心の県民生活の実現

飲酒運転
絶対ダメ



関係
機関・団体



県は、
●飲酒運転根絶に関する知識の普及及び意識の高揚等を図るため、広報啓発活動を推進する。
●飲酒運転の防止に関する相談等に適切に対応する。
●県及び公安委員会は、飲酒運転防止に関する情報の提供を行う。
●飲酒運転根絶の取り組みに関して顕著な功労があった個人、団体などを表彰する。



市町村

毎月20日は「飲酒運転根絶県民運動の日」です！
～家庭・職場・地域で飲酒運転根絶について話し合しましょう。～